

旧優生保護法による被害の早期かつ全面的回復を求める会長声明

- 1 2024（令和6）年7月3日、最高裁判所大法廷は、旧優生保護法に基づき強制不妊手術を受けさせられた被害者が提起した国家賠償請求訴訟の5件の上告審について、国に対して損害を賠償するよう命じる判決を言い渡した。
- 2 旧優生保護法は1948（昭和23）年に制定され、1996（平成8）年に母体保護法に改正されるまでの長きにわたり、その第1条に「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的として掲げていた。本判決は、この立法目的自体、制定当時の社会状況をいかに勘案したとしても、正当とはいえないと断じ、旧優生保護法の規定が憲法第13条（個人の尊厳）及び第14条第1項（法の下での平等）に違反し、国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白であると指摘した。その上で、このような旧優生保護法の規定に係る国会議員の立法行為自体が違法であると判示した。判断が分かれていた除斥期間（平成29年法律第44号による改正前の民法第724条後段）の適用については、過去の最高裁判例を変更した上で、被害者の損害賠償請求権が除斥期間の経過により消滅したものとすることは「著しく正義・公平の理念に反し、到底容認することができない」として、国の除斥期間の主張を、信義則に反し、権利の濫用として許されないとした。最高裁判所が憲法の番人たる役割を全うした画期的判決である。
- 3 旧優生保護法下、強制的に不妊手術を受けさせられた被害者は全国に少なくとも2万5000人はいるとされる。しかし、訴訟提起に至った被害者は全国でもわずか39名に過ぎず、みな高齢となり、訴訟係属中、道半ばで他界した被害者もいる。2019（平成31）年に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立したものの、現時点において、請求受付件数はわずか1300余りにとどまる。国は最高裁判決を真摯に受け止め、速やかに被害者に謝罪をし、配偶者を含む被害者全員の早期かつ一律救済を図るべきである。
- 4 また、国は、長きにわたり強制不妊手術を積極的に推進し、多数の被害を生みだしてきたのみならず、優生思想を国策として広めてきた。かつて、北海道でも

「不幸な子どもを生まない道民運動」が展開され、道内各地で上映された映画では「異常児は本人の不幸であるばかりか、家族にとっても一生の悲劇である」などという宣伝が行われたとされる。旧優生保護法によってもたらされた優生思想に基づく差別・偏見は、同法が改正された後も、社会に深く根を張っており、国策として広めた国の責任は重い。国策によって助長してきた障害者に対する差別・偏見を解消するために、国は主導して速やかに差別・偏見の解消施策を実施すべきである。そして、それこそが、旧優生保護法によって侵害された被害者の個人の尊厳を真に回復するために国が果たすべき責務というべきである。

- 5 なお、今般の大法廷における審理及び判決にあたっては、様々な障害を抱える当事者や傍聴人に向けて、手話通訳や要約筆記の配置、盲導犬の出入り、介助者の同行などの対応がなされた。最高裁判所も庁舎の至る所に臨時スロープを設け、トイレ等の臨時案内板を設置し、傍聴人への配付文書にルビを振るなど不十分ながらも合理的配慮に基づく種々の対応を行った。判決言渡期日には傍聴人向けに限られたものではあるが、公費による手話通訳の配置が初めて実現された。障害があっても民事訴訟手続を等しく利用できるようにするため、このような合理的配慮に基づく対応が全国各地の裁判所においても広く行われるようになることを強く望む。
- 6 旧優生保護法によってもたらされた優生思想に基づく差別・偏見をなくすためには、国のみならず、国民一人一人の意識がけも重要である。障害の有無にかかわらず、誰もが等しくかけがえのない個人であり、互いに尊重し合うことを心がけて、自らの意識、そして社会全体の意識を変えていかなければならない。当会は、基本的人権の擁護及び社会正義の実現という弁護士使命を果たすべく、引き続き、人権教育及び啓発活動を推進し、差別・偏見の解消に継続的に取り組む決意である。

2024（令和6）年7月12日

釧路弁護士会

会長 佐々木 涼 太